

# シアトル日本語補習学校規約

## 第1条 名称

校名はシアトル日本語補習学校（英文名 Seattle Japanese School）と称する。

## 第2条 所在地

シアトル日本語補習学校事務所

919 124th Ave. NE #207 Bellevue, WA 98005

シアトル日本語補習学校借用校

サマミッシュ高校 100 140<sup>th</sup> Ave., SE, Bellevue, WA 98005

## 第3条 設置・運営

本校は、シアトル市内及び周辺に日本より進出している企業で組織する「シアトル日本商工会（春秋会）」（以下商工会）が日本政府の補助を得て設置・運営するものであって、別に定めるところにより商工会内の学校の設置・運営を担当する「教育部会」が設置するシアトル日本語補習学校運営委員会（以下、運営委員会）を置き、この運営にあたる。

(2015年8月1日改定)

## 第4条 目的

本校は、一時滞在者の子女が帰国後日本の教育環境に円滑に適応できるよう日本の学校における主要教科及び生活訓練を補助的に行うことを目的とする。又、教育環境の国際化に対応し、永住者等にも上述の教育機会を与えるよう配慮する。

(2000年11月20日改定)

## 第5条 学部編成

(2015年8月1日条番号変更)

学部の編成は次の通りとする。

- (1) 幼稚園部（年長1年制）
- (2) 小学部（6学年制）
- (3) 中学部（3学年制）
- (4) 高等学部（3学年制）

## 第6条 組織

(2015年8月1日条番号変更)

### (1) 全般

(2015年8月1日全面改定)

学校に以下をおく：

- (a) 小学部と中学部の校長（注1）
- (b) 小学部と中学部の教頭（注1）
- (c) 幼稚園部 園長（注1）
- (d) 高等学部 校長（注1）
- (e) 全学部共通の事務長
- (f) 各学部の教務主任（注2）（注3）
- (g) 一般教員
- (h) その他職員

(注1) 小学部/中学部/高等学部の校長および幼稚園部の園長は兼務可。ただし、政府派遣教員には、高等学部の校長および幼稚園部の園長を委嘱することはできない。

(注2) 校長/園長/教頭が、教務主任の職務を担うことができる場合は、教務主任を学校におかなくても良い。

(注3) 各学部の教務主任は学部間で兼務可。

### (2) 小学部と中学部の校長

(2015年8月1日全面改定)

#### (a) 職務内容

円滑な学校運営を維持するために、運営委員会の意思を反映し、管掌する学部の学校運営全体を取りまとめる。

#### (b) 委嘱

運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て、政府派遣教員の内から日本国文部科学大臣委嘱の派遣期間、校長を委嘱する。なお、政府派遣教員がない場合には、公募による。

#### (c) 任期

政府派遣教員の場合は派遣期間を任期とする。派遣教員でない場合は1年間を任期と

し、原則 4 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を認める。 ただし、計 6 年間を最長の再任・留任期間とする。

- (3) 小学部と中学部の教頭 (2015 年 8 月 1 日全面改定)
- (a) 職務内容  
円滑な学校運営を維持するために、運営委員会の意思を反映し、管掌する学部の校長を補佐する。
- (b) 委嘱  
運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て、政府派遣教員の内から日本国文部科学大臣委嘱の派遣期間、教頭を委嘱する。なお、政府派遣教員がない場合には、公募による。
- (c) 任期  
政府派遣教員の場合は派遣期間を任期とする。 派遣教員でない場合は 1 年間を任期とし、原則 4 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を認める。 ただし、計 6 年間を最長の再任・留任期間とする。
- (4) 幼稚園部 園長 (2015 年 8 月 1 日全面改定)
- (a) 職務内容  
円滑な学校運営を維持するために、運営委員会の意思を反映し、管掌する学部の学校運営全体を取りまとめる。
- (b) 委嘱  
運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て委嘱する。
- (c) 任期  
1 年間を任期とし、原則 4 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を認める。 ただし、計 6 年間を最長の再任・留任期間とする。
- (5) 高等学部 校長 (2015 年 8 月 1 日全面改定)
- (a) 職務内容  
円滑な学校運営を維持するために、運営委員会の意思を反映し、管掌する学部の学校運営全体を取りまとめる。
- (b) 委嘱  
運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て委嘱する。
- (c) 任期  
1 年間を任期とし、原則 4 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を認める。 ただし、計 6 年間を最長の再任・留任期間とする。
- (6) 事務長 (2015 年 8 月 1 日全面改定)
- (a) 職務内容  
事務長は全学部で共通の職とし、各部の事務を横断的に、且つ、各学部の校長および教頭と意見を一にして、円滑な学校運営を維持するために、運営委員会の意思を反映し、学校事務全般を行う。
- (b) 委嘱  
運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て、委嘱する。
- (c) 任期  
3 年間を任期とし、原則初年度 8 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を認める。ただし、計 6 年間を最長の再任・留任期間とする。
- (7) 教務主任 (2015 年 8 月 1 日全面改定)
- (a) 職務内容  
校長・教頭の下、原則、教務関係の仕事を行い、特に次の項目を担当する：  
・授業時間割や教務的學校行事の計画立案と推進  
・教員の担任/校務分掌案の作成  
・教員の指導・教育  
・PTA の窓口(除く、事務手続き)
- (b) 委嘱  
運営委員長が、商工会教育部会の承認を得て、委嘱する。
- (c) 任期  
2 年間を任期とし、原則初年度 8 月 1 日から始まるものとする。 なお、再任・留任を

認める。ただし、計6年間を最長の再任・留任期間とする。

- (8) その他教員（含む、教務副主任） (2015年8月1日全面改定)
- (a) 職務内容  
校長・教頭・教務主任の下、主として教務関係の仕事を行う。詳細な職務は別途教職員規定に定める。
- (b) 選考  
別途教職員規定に定める。
- (c) 任期  
1年間を任期とし、原則4月1日から始まるものとする。なお、再任・留任を認める。
- (9) 事務員 (2015年8月1日全面改定)
- (a) 職務内容  
事務長の下、主として教務以外の各種職務を行う。詳細な職務は別途事務員規定に定める。
- (b) 選考  
別途事務職員規定に定める。
- (c) 任期  
1年間を任期とし、原則8月1日から始まるものとする。なお、再任・留任を認める。
- (10) 政府派遣教員の職務内容  
「在外教育施設教員派遣規則」（昭和56年文部省訓令第27号）及び「在外教育施設教員派遣の手引」（文部科学省初等中等教育局国際教育課）に定めるところによる。ただし、勤務日数は国内基準に準拠するものとする。  
(1993年1月28日改定)

第7条 入園・入学・編入学・進学・卒業 (2015年8月1日条番号変更)

- (1) 条件  
入園・入学・編入学・進学・卒業の条件は、本校の教育及び運営方針を遵守し、本校の授業を受講するうえで必要な日本語能力等を有する子女であること。さらに、校長（または園長）が審査の上、運営委員会に推薦し、運営委員会が承認した者であること。  
(2015年8月1日改定)
- (2) 審査  
校長（又は園長）は入園・入学・編入学・進学・卒業に関する審査基準を設定し運営委員会の承認を得ること。また、審査結果（合格者および不合格者の決定）は運営委員会の承認を得ること。  
(2015年8月1日追加)

第8条 入園・入学及び編入学の学齢 (2015年8月1日条番号変更)  
学齢計算は、日本国学校教育法第22条、第39条に基づく。 (2007年3月13日改定)

第9条 退学

- (1) 帰国、転居、現地校に専念、小学部・中学部卒業、その他の理由により退学する場合は、保護者は学級担任及び事務所へ速やかにその旨を申し出るとともに、所定の退学届を学級担任若しくは事務所のいずれかに提出する。  
(2013年3月7日補則)
- (2) 一旦退学し、同じ年度内に再入学する場合は、退学した期間中の授業料相当額を再入学の際、入学金として納めるものとする。なお、再入学の際は、編入学の手続きに従い、再度面接を行うものとする。  
(2000年2月29日制定)

第10条 休学

- (1) 病気、一時帰国、その他の理由により欠席が長期にわたる場合は、保護者は学級担任を通じて、速やかに事務局まで休学届又は一時帰国届を提出する。
- (2) 休学期間中は、在籍していることに変わりはなく、その間の定められた授業料の全額を納入しなければならない。  
(2000年2月29日制定)

第11条 懲戒 (2000年2月29日制定)

- (1) 園児・児童・生徒が本校の定める規則並びにルールに違反した場合は、学校長、教頭並びに職員は注意若しくはカウンセリング等しかるべき指導を行い、必要に応じて保護者と連絡をとり解決をはかる。

- (2) 注意・指導にかかわらず反省及び改善のみられない園児・児童・生徒に対しては、学校長は本校の健全な運営を保持するため、懲戒を加えることができる。
- (3) 懲戒は、訓告、謹慎、停学及び退学とする。
- (4) 校長（又は園長）は、懲戒を加えるに当たっては、園児・児童・生徒の心身の発達に応ずる教育上必要な配慮を行う。
- (5) 退学の懲戒を加える場合は、校長（又は園長）は運営委員会の事前承認を得る必要がある。停学の懲戒を加える場合、校長は懲戒を加えた直後に開催される運営委員会に報告する必要がある。  
(2015年8月1日追加)

#### 第12条 保護者の責務

入園・入学・編入学時に提出する入学願書、園児・児童・生徒資料に記載された者及び誓約書に署名する者を保護者とし、次の責務を果たすものとする。

- (1) 本校の教育及び運営方針を遵守する。
- (2) 規定に従い、諸届けを提出する。
- (3) 授業料・学校の教育関係費用等を納入する。  
(2005年3月16日補則)
- (4) 見回り当番等に当たる。  
(2010年2月15日補則)
- (5) 上記の(1), (2), (3), (4)のいずれかの条件を満たすことができない場合は、保護する子女の学籍を失うこともある。  
(2010年2月15日補則)

#### 第13条 その他

- (1) 本規約にもとづき運営委員会規則、教職員規定を制定するほか事務手続き等の詳細については別に要覧等によるものとする。
- (2) 本規約及び付随する規則並びにルール等（本要覧参照）を遵守する誓約書を、保護者署名の上、入学及び編入学・進級時に提出するものとする。  
(2006年2月22日改則)
- (3) 学校から発信する文章等[銀行振り込み（口座自動引き落とし）のための承諾書、緊急治療処理承諾書を除く]は全て日本語とする。  
(2013年3月7日補則)

#### 第14条 規約改正

本規約の改正は、シアトル日本商工会（春秋会）常任委員会の承認を得て行うものとする。